

委 託 契 約 書

愛媛県（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）とは、次の条項により契約を締結する。

（委託業務の内容）

第 1 条 甲は、松山市道後一万外旧法定外公共物境界確認等業務（以下「委託業務」という。）を別添「仕様書」により乙に委託し、乙はこれを受託する。

（委託料）

第 2 条 甲は乙に対し、委託料として、金 円（うち消費税及び地方消費税の額 円）を支払う。

（委託の期間）

第 3 条 乙は、令和 7 年 月 日から令和 8 年 3 月 31 日までの間に委託業務を行うものとする。

（契約保証金）

第 4 条 契約保証金は、 する。

（権利義務の譲渡等の禁止）

第 5 条 乙は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

（再委託等の禁止）

第 6 条 乙は、委託業務の処理を他に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、委託業務の一部を円滑に実施するために必要な場合にあつては、この限りではない。

2 乙は、前項ただし書により、委託業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ、受託者又は下請負人の名称、委託する、又は請け負わせる業務の内容その他甲が必要とする事項を、書面をもって甲に通知し、その承諾を得なければならない。この場合において、乙は、甲に対し、委託し、又は請け負わせた第三者の委託業務の履行責任を負うものとする。

（業務計画書の提出）

第 7 条 乙は、契約締結後速やかに業務計画書（様式第 1 号）を提出し、甲の承認を受けるものとする。

（業務計画の変更）

第 8 条 乙は、業務計画書の内容を変更しようとするときは、事前に業務変更計画書（様式第 2 号）を提出し、甲の承認を受けなければならない。ただし、業務計画書の収支予算の支出の部区分の欄に掲げる経費の 20% 以内の流用並びに消費税及び地方消費税相当額に係る変更については、この限りではない。

(調査等)

第9条 甲は、必要と認めるときは、乙に対して委託業務の処理状況について調査し、指示を行い、又は報告を求めることができる。

(実績報告及び完了検査)

第10条 乙は、委託業務を完了したときは、速やかに甲に対して実績報告書(様式第3号)を提出しなければならない。

- 2 甲は、前項の実績報告書を受領したときは、その日から起算して10日以内に、委託業務の完了について検査を行うものとする。
- 3 前項の検査の結果、不合格となり、成果物について補正を命じられたときは、乙は、遅滞なく当該補正を行い、甲に補正完了を届け出て、再検査を受けなければならない。この場合、再検査の期日については、前項の規定を準用する。

(委託料の支払)

第11条 前条第2項の検査終了後、乙は、委託料の支払を委託料精算払請求書(様式第4号)により、甲に対して請求するものとし、甲は、請求書を受領した日から起算して30日以内に、委託料を支払うものとする。

(支払遅延利息)

第12条 乙は、甲の責めに帰すべき事由により、前条の規定による委託料の支払いが遅れた場合には、甲に対して政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項の規定に基づく遅延利息の率の割合で遅延利息の支払いを請求することができる。

(立入り及び立会い)

- 第13条 乙は、業務のために権利者が占有する土地、建物等に立ち入ろうとするときは、あらかじめ、当該土地、建物等の権利者の同意を得なければならない。
- 2 乙は、前項に規定する同意が得られたものにあつては立入りの日及び時間を、あらかじめ、乙に報告するものとし、同意が得られないものにあつてはその理由を付して、速やかに、甲に報告し、指示を受けるものとする。
 - 3 乙は、業務を行うため土地、建物等の立入り調査を行う場合には、権利者の立会いを得なければならない。ただし、立会いを得ることができないときは、あらかじめ、権利者の了解を得ることをもって足りるものとする。

(身分証明書の携帯)

- 第14条 乙は、業務の着手に当たり、あらかじめ従事する者(以下「従事者」)の身分証明書交付申請書(様式第5号)を甲に提出し身分証明書の交付を受けるものとし、業務の実施に当たっては、これを常に携帯させなければならない。
- 2 従事者は、権利者等から請求があつたときは、前項により交付を受けた身分証明書を提示しなければならない。
 - 3 乙は、業務が完了したときは、速やかに、身分証明書を甲に返納しなければならない。

(契約の解除等)

第 15 条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、催告をすることなくこの契約を解除することができる。

(1) この契約に違反したとき。

(2) 乙の責に帰すべき事由により委託業務を遂行することが困難であるとき。

(3) 委託業務の実施につき、不正の行為があったとき。

(4) 正当な理由がないのに甲の指示に従わなかったとき。

(5) 乙又は乙の代表役員等、一般役員もしくは経営に事実上参加若しくは実質的に経営している者が、暴力団関係者（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団の関係者をいい、愛媛県暴力団排除条例第 2 条第 3 号に規定する暴力団等を含む。）であると認められたとき。

2 前項の規定により契約を解除したときは、甲は、委託料の全部若しくは一部を支払わず、又は既に支払った委託料の全部若しくは一部の返還を乙に請求することができる。

3 天災その他やむをえない理由により、本契約を継続しがたい事由が生じた場合、甲乙協議のうえ、本契約を解除することができる。契約解除を合意した場合は、契約当事者が受けた一切の損害について、相互に賠償する責を負わないものとする。

4 甲が、甲の都合によりこの契約を解除した場合は、乙は契約解除受付時点までに要した費用を甲に請求することができる。

(契約の変更)

第 16 条 事故又は天災等により、委託事業の内容に著しい影響を与える事情が発生したときは、甲乙協議の上、契約内容を変更することができる。

(損害賠償)

第 17 条 甲及び乙は、その責に帰すべき事由により、委託業務の実施に関し、相手方又は第三者に損害を与えたときは、その相当因果関係の範囲内の損害を賠償しなければならない。ただし、相手方の責めに帰すべき事由により、損害を受け又は第三者に損害を与えたときは、当該相手方はその損害を賠償しなければならない。

(契約不適合責任)

第 18 条 甲は、引き渡された成果品が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないもの（以下、「契約不適合」という。）であるときは、第 10 条第 2 項の完了検査の結果を通知した日から 1 年以内（以下、「契約不適合責任期間」という。）に限り、乙に対し、当該成果品の修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完を請求することができる。

2 甲は、前項に規定する場合において、相当の期間を定めて履行の追完の催告をしたにもかかわらず、その期間内に履行の追完がないときは、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく直ちに代金の減額を請求することができる。

- (1) 履行の追完が不能であるとき。
 - (2) 乙が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。
 - (3) 契約の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行をしなければ契約をした目的を達することができない場合において、乙が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。
 - (4) 前3号に掲げる場合のほか、甲が前項の催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。
- 3 前項の請求は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠等当該請求の根拠を示して、甲の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。
- 4 甲は、成果品の引渡しの際（成果品の引渡しがない場合にあつては、業務が完了した際）に契約不適合があることを知ったときは、その旨を直ちに乙に通知しなければ、契約不適合責任期間の内であっても、第1項及び第2項による請求をすることができない。ただし、乙がその契約不適合があることを知っていたときは、この限りでない。
- 5 引き渡された成果品の契約不適合が甲の指示により生じたものであるときは、甲は第1項及び第2項による請求をすることができない。ただし、乙がその指示が不相当であることを知りながら甲に通知しなかったときは、この限りでない。
- 6 前各項の規定は、第15条の解除権の行使を妨げるものではない。

（関係書類の整備及び保管）

- 第19条 乙は、委託業務にかかる経費を他の経費と区別して経理するとともに、その収支を明確にし、他に流用してはならない。
- 2 乙は、委託業務の関係資料を委託業務完了の年度の翌年度から起算して、5年間保管しなければならない。また、甲から委託業務の内容に関する質疑等があった場合には、誠実に対応しなければならない。

（秘密の保持及び個人情報の適正な管理）

- 第20条 甲及び乙は、委託業務の処理上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。
- 2 甲及び乙は、秘密の保持について、その従事者に周知し徹底させなければならない。
- 3 乙は、この契約による事務を処理するための個人情報の取り扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。
- 4 前3項の規定は、第6条第2項の規定に基づき、業務の一部を委任し、又は請け負わせた第三者についても適用されるものとする。

（契約の効力の遡及）

- 第21条 甲及び乙の電子署名がともになされた日が第3条の委託期間の開始日より後の日である場合であっても、本契約の効力は、当該委託期間の開始日から生ずるものとする。

（契約外の事項）

第 22 条 この契約書に定めのない事項については、愛媛県会計規則（昭和 45 年愛媛県規則第 18 号）によるものとし、同規則に定めのない事項又はこの契約の条項について疑義が生じた場合には、必要に応じて甲乙協議してこれを定めるものとする。

この契約の証として、書面又は電磁的記録にて本書を作成する。書面にて作成する場合には、本書 2 通を作成し甲乙記名押印のうえ、各自 1 通を保有する。電磁的記録にて契約書を作成する場合には、甲及び乙がそれぞれ電子署名を行い、各自が保存する。

令和 7 年 月 日

愛媛県松山市一番町四丁目 4 番地 2

甲 愛 媛 県

知 事

中 村 時 広

乙

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

- 第1 乙は、個人情報保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の適切な管理を行わなければならない。

(秘密の保持)

- 第2 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報をみだりに第三者に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。
- 2 乙は、この契約による業務に関わる責任者及び従事者に対して、在職中及び退職後において、この契約による業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないこと、これに違反した場合は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の規定に基づき処罰される場合があることその他個人情報の適切な管理に必要な事項に関する研修をしなければならない。

(保有の制限)

- 第3 乙は、この契約による業務を行うために保有する個人情報は、業務を達成するために必要な最小限のものにしなければならない。

(安全管理措置)

- 第4 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失又は毀損（以下「漏えい等」という。）の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。
- 2 乙は、この契約による業務の責任者及び従事者を定め、書面により甲に報告しなければならない。
- 3 乙は、責任者及び従事者を変更する場合は、事前に書面により甲に報告しなければならない。
- 4 乙は、従事者の管理体制及び実施体制並びにこの契約による業務で取り扱う個人情報の管理の状況についての検査に関する事項について書面により甲に報告しなければならない。

(利用及び提供の制限)

- 第5 乙は、甲の指示又は承認があるときを除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報の内容を契約の目的以外の目的に利用し、又は提供してはならない。

(複写、複製の禁止)

- 第6 乙は、この契約による業務を処理するために甲から提供された個人情報記録された資料等を、甲の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止等)

- 第7 乙は、この契約による個人情報を取り扱う業務を第三者に委託（以下「再委託」という。）してはならない。
- 2 乙は、この契約による業務の一部をやむを得ず再委託する必要がある場合は、再委託先の名称、再委託する理由、再委託して処理する内容、再委託先において取り扱う個人情報の内容、再委託先における安全性及び信頼性を確保する対策並びに再委託先に対する管理及び監督の方法を明確にした上で、業務の着手前に、書面により再委託する旨を甲に申請し、その承諾を得なければならない。
- 3 前項の場合、乙は、再委託先に本契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、甲に対して、再委託先の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。
- 4 乙は、再委託先に対して、再委託した業務の履行状況を管理及び監督するとともに、甲の求めに応じて、その管理及び監督の状況を適宜報告

しなければならない。

- 5 前各項の規定は、再委託先が委託先の子会社（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 1 項第 3 号に規定する子会社をいう。）である場合も、同様とする。

（派遣労働者利用時の措置）

- 第 8 乙は、この契約による業務を派遣労働者に行わせる場合は、派遣労働者に対して、本契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。

- 2 乙は、甲に対して、派遣労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

（資料等の返還等）

- 第 9 乙は、この契約による業務を処理するため甲から提供を受けた個人情報記録された資料等は、業務完了後直ちに甲に返還するものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

- 2 乙は、この契約による業務を処理するため乙自らが取得し、又は作成した個人情報記録された資料等は、業務完了後速やかに、かつ確実に廃棄又は消去するものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

（個人情報の運搬）

- 第 10 乙は、この契約による業務を処理するため、又は業務完了後において個人情報記録された資料等を運搬するときは、個人情報の漏えい等を防止するため、乙の責任において、確実な方法により運搬しなければならない。

（実地検査）

- 第 11 甲は、乙がこの契約による業務に関して取り扱う個人情報の管理体制、実施体制及び管理の状況等について、随時実地に検査することができる。

（指示及び報告等）

- 第 12 甲は、乙がこの契約による業務に関して取り扱う個人情報の適切な管理を確保するため、乙に対して必要な指示を行い、又は必要な事項の報告若しくは資料の提出を求めることができる。

（事故時の対応）

- 第 13 乙は、この契約による業務に関し個人情報の漏えい等の事態が生じ、又は生じたおそれがあることを知ったときは、その事態の発生に係る帰責の有無に関わらず、直ちに甲に対して、当該事態に関わる個人情報の内容、件数、原因、発生場所及び発生状況を書面により報告し、甲の指示に従わなければならない。

（損害賠償）

- 第 14 乙は、その責めに帰すべき事由により、この契約による業務の処理に関し、個人情報の取扱いにより甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。再委託先又は派遣労働者の責めに帰する事由により甲又は第三者に損害を与えたときも同様とする。

（契約の解除）

- 第 15 甲は、乙がこの個人情報取扱特記事項に違反していると認めたときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。

様式第 1 号（第 7 条関係）

令和 年 月 日

愛媛県知事 様

住所
法人名
代表者職氏名 印

松山市道後一万外旧法定外公共物境界確認等業務計画書

令和 年 月 日付けで契約を締結した松山市道後一万外境界確認等業務について、委託契約書第 7 条の規定に基づき、業務計画を下記のとおり提出します。

記

1 業務計画

月	日	項目			
	10				
	20				
	10				
	20				
	10				
	20				

（注） 1. 工程は縦線で記入し、始期及び終期の日付を明示すること。
例 15 25

2 個人情報取扱特記事項第 4 に係る安全管理措置

※押印を省略する場合のみ記載

本件責任者（職氏名・連絡先）	Tel: - -
担当者（職氏名・連絡先）	Tel: - -

様式第 2 号（第 8 条関係）

令和 年 月 日

愛媛県知事 様

住所
法人名
代表者職氏名 印

松山市道後一万外旧法定外公共物境界確認等業務変更計画書

令和 年 月 日付け 第 号で承認のあった松山市道後一万外旧法定外公共物境界確認等業務計画書を下記のとおり変更したいので、委託契約書第 8 条の規定に基づき、その承認を申請します。

記

1 変更の理由

2 業務計画（変更後）

月	日	項目			
	10				
	20				
	10				
	20				
	10				
	20				

3 個人情報取扱特記事項第 4 に係る安全管理措置

※押印を省略する場合のみ記載

本件責任者（職氏名・連絡先）	Tel: - -
担当者（職氏名・連絡先）	Tel: - -

様式第3号（第10条関係）

令和 年 月 日

愛媛県知事 様

住所
法人名
代表者職氏名 印

松山市道後一万外旧法定外公共物境界確認等業務実績報告書

令和 年 月 日付けで契約を締結した松山市道後一万外旧法定外公共物境界確認等業務について、委託契約書第10条第1項の規定に基づき、実績報告を下記のとおり提出します。

記

業務実績

月	日	項目			
	10				
	20				
	10				
	20				
	10				
	20				

※押印を省略する場合のみ記載

本件責任者（職氏名・連絡先）	Tel: - -
担当者（職氏名・連絡先）	Tel: - -

様式第4号（第11条関係）

松山市道後一万外旧法定外公共物境界確認等業務委託料精算払請求書

令和 年 月 日

愛媛県知事 様

住所
法人名
代表者職氏名 印

令和 年 月 日付けで契約を締結した松山市道後一万外旧法定外公共物境界確認等業務に係る委託料について、委託契約書第11条の規定により、下記のとおり請求します。

記

一金 円也

内訳 委託料 金 円也

※押印を省略する場合のみ記載

本件責任者（職氏名・連絡先）	Tel: - -
担当者（職氏名・連絡先）	Tel: - -

様式第 5 号 (第 14 条関係)

愛媛県知事

様

住所

法人名

代表者職氏名

印

松山市道後一万外旧法定外公共物境界確認等業務身分証明書交付願

令和 年 月 日付けで契約を締結した松山市道後一万外旧法定外公共物境界確認等業務を実施するにあたり、土地への立ち入りのための身分証明書の交付を下記のとおり申請します。

記

- 1 作業期間： 年 月 日 ～ 年 月 日
2 業務場所：
3 身分証明書交付申請者

[illegible]